

議案第28号

守口市附属機関条例の一部を改正する条例案

守口市附属機関条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市附属機関条例の一部を改正する条例

守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表守口市予防接種健康被害調査委員会の項及び守口市立学校結核対策委員会の項中「社団法人守口市医師会」を「一般社団法人守口市医師会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。